

連載

21世紀にふさわしい経済学を求めて

第33回

桑垣豊

(NPO 法人市民学研究室・特任研究員)

【これまでの連載(掲載ページへのリンク)】

- [第1回](#) [第2回](#) [第3回](#) [第4回](#) [第5回](#) [第6回](#) [第7回](#) [第8回](#) [第9回](#)
- [第10回](#) [第11回](#) [第12回](#) [第13回](#) [第14回](#) [第15回](#) [第16回](#) [第17回](#) [第18回](#)
- [第19回](#) [第20回](#) [第21回](#) [第22回](#) [第23回](#) [第24回](#) [第25回](#) [第26回](#) [第27回](#)
- [第28回](#) [第29回](#) [第30回](#) [第31回](#) [第32回](#)

- 第1章 経済学はどのような学問であるべきか (第1回)
- 第2章 需給ギャップの経済学 保存則と因果律 (第2回と第3回)
- 第3章 需要不足の原因とその対策 (第4回と第5回)
- 第4章 供給不足の原因と対策 (第6回) 番外編 経済問答その1 (第6回と第7回)
- 第5章 金融と外国為替市場 (第8回と第9回)
- 第6章 物価変動と需給ギャップ (第10回)
- 第7章 市場メカニズム 基礎編 (第11回と第12回)
- 第8章 市場メカニズム 応用編 (第13回) 番外編 経済問答その2 (第13回と第14回)
- 第9章 労働と賃金 (第15回)
- 第10章 経済政策と制御理論 (第16回)
- 第11章 経済活動の起原 (第17回と第19回) 番外編 経済問答その3 (第18回)
- 第12章 需要不足の日本経済史 (第20回と第21回) 番外編 経済問答その4 (第22回)
- 第13章 産業関連分析 (第23回)
- 第14章 武器取引とマクロ経済 (第24回) 番外編 経済問答その5 (第25回)
- 第15章 植物進化に学ぶ (第26回)
- 番外編 解説&経済問答その6「株式市場」 (第27回)
- 番外編 解説&経済問答その7「資産選択理論への疑問」 (第28回)
- 番外編 解説&経済問答その8「資産運用立国？」 (第29回)
- 第16章 年金は何のためにあるのか (第30回)
- 第17章 統計学と経済学 (第31回)
- 番外編 経済問答 その9「江戸時代の経済システムと現代」 (第32回)

番外編 経済問答 その10「江戸時代の経済システムと現代 つづき」

前回にひきつづき、菅原主任に江戸時代の経済システムについて話していただきました。対談相手も、同じく工藤記者です。

とき・ところ
 2050年2月30日 国立基礎経済学研究所 2階 経済史展示室

解説
 国立基礎経済学研究所 歴史部門主任 菅原(65)

聞き手
 経済雑誌「エコノミカ」副編集長 工藤(57)

■江戸時代の税は重かったのか

▼村方・町方

工藤

昨日の説明で綱吉の時代の財源対策はわかりましたが、そもそも江戸時代の税金、当時の言い方では年貢はどうなっていたのでしょうか。

菅原

村方つまり百姓の税金が年貢で、町方つまり城下町の商人の税金は冥加金（みょうがきん）、運上金（うんじょうきん）でした。

工藤

士農工商ではなくて、村方・町方ですか。

菅原

士農工商は中国風の言い方で、頼山陽などがそのように言っていたのですが、基本的には農工商に上下はありませんでした。頼山陽の思想は勤王思想に通じるものがあって、明治時代に乗り越えるべき前近代の制度として士農工商という言い方が広がりました。

工藤

寺子屋と同じで、明治以後に一般化したのですか。

菅原

手習いを寺子屋と言っても、中身に違いはありませんし、悪口にもなりません。でも、士農工商は前近代の身分制をゆがめて伝える言い方です。

工藤

村方・町方の区別は、現代中国の都市戸籍と農村戸籍と似ている気がします。

菅原

そうやって区別して登録するという点では似ていますが、村方だから貧しいというわけでもありませんでした。中国では農村戸籍だと、いろいろ制約が大きいようで、近代化から取り残された地域もあります。

▼村方の年貢

工藤

ではまず、村方の年貢がどうなっていたのか教えてください。

菅原

村方は農産水産業従事者ということになりますが、商売ができなかったわけではありません。渋沢栄一は百姓でしたが、今の埼玉県深谷市の農村地帯の村で農産物の商売をしていました。裕

福な農家だったので、できたことかも知れませんが、制度的な制約はありませんでした。その後、幕臣になったのは例外的でしたが。

工藤

それでも、幕府には有能な人材は身分を越えて取り立てる、というしくみはありました。

菅原

勝海舟が身分制度は親の仇と言っていますが、少ないながらも身分を越えることができたからこそ、身分を意識したのでしょう。ご存じのように、勝海舟も幕府の重要ポストについています。世界的に見ると、江戸時代の身分制度は弱いほうでしょう。今から見ると、大変窮屈で現代人には耐えられない制度ですけど。

工藤

そうやって武士身分になると、税金を取られなくなります。

菅原

支配階級が税金を取られないのは、世界的な現象です。

工藤

そこで気になるのは、村方の年貢は重かったのかということです。

菅原

規定どおりだと、税率は収穫高に対して、幕府領で60%、諸大名家で50%程度です。

工藤

重税ですね。

菅原

正確に言うと、面積（反）当たりの標準収穫石高に対する税率です。現実の平均収穫高よりも少なめでした。

工藤

現代の土地への固定資産税の路線価みたいなものですね。

菅原

そのとおりですが、路線価を知らない人も多いと思います。路線価というのは、道路に面した土地の価格という意味ですが、固定資産税を取るための土地の評価額です。税額は、面積当たり表示の土地の評価額に、面積を掛け算して税額を決めます。

路線価自体が地価よりも安いのですが、税率も住宅か商業用地かなどの使い道によって変わります。住宅用地だと安めになります。

工藤

検見法（けみほう）と定免法（じょうめんほう）があると言いますね。

菅原

検見法は、その年の収穫状況を実地で調べて年貢を決める方法。定免法は、検見法で調べた石高を何年か固定して年貢を決める方法です。いずれも、田んぼを等級分けして全部足しあわせて、村単位の総石高から年貢を決めます。村の代表である庄屋や名主の責任で、この村全体の年貢を収めます。これを、村請け制（むらうけせい）と言います。

工藤

実際よりも石高が低かったのはいいですが、凶作のときは手元に残る米が少なくなって大変ではありませんか。

菅原

そういうときは、年貢額を免除します。凶作の度合いによって、半額免除や全額免除があります。収穫状況を見て、藩や代官所が免除を決めるときもありますが、百姓のほうから願い出るのが普通だったと思います。農産物以外でもそうだったでしょう。

工藤

年貢は米だというイメージがあります。

菅原

米以外の収穫物も、その収穫物量を米の石高に換算して年貢を決めます。漁業や林業も基本的に同じ方法だと思いますが、具体的にくわしく調べる必要があります。今後の課題です。

工藤

現物納入だけだったのでしょうか。

菅原

年貢の金納もありました。鎌倉時代や室町時代から金納がありましたから。

工藤

現物では輸送が大変ですから、当然だと思います。

菅原

しかし、収穫物を人口の多い都や大きな町まで運ぶ必要があるので、金納でも収穫物を運ばなくてもいいわけではありません。運ぶ途中に取引の多い市（いち）があれば、そこで換金してお金を送ったり、為替（かわせ）や割符（さいふ）で送ったりしました。そうすれば、途中の消費地まで運ぶだけでいい分もあって、都まですべて送る必要はありません。

工藤

でも、江戸時代は現物納入が大変ですね。

菅原

実は、現物納入か金納かを決める要因は、銭（ぜに）の流通量に左右されます。平安時代の中頃、朝廷は金属貨幣の鑄造をやめますが、それは銅の産出量が減ったからではないかと思えます。

工藤

貨幣が定着していなかったからだ、という話を聞きますが。

菅原

7世紀の飛鳥時代の富本銭から300年続いたのに、定着してないとは言えないでしょう。平安時代末期、宋銭が入って来るようになって、銭の流通が復活します。それで、鎌倉時代以後、年貢の金納が始まります。戦国時代末期、豊臣政権のときに銅銭が不足して、米が現物貨幣として主役に返り咲きます。そして、江戸時代の年貢制度の原型ができあがります。それを徳川政権も受け継いだということです。

工藤

平安時代以来の独自通貨「寛永通宝」を発行するようになったので、金納にしてもよかったですのではないですか。

菅原

実は一部金納の藩もあったようです。ここからは推測ですが、銭にたよると物価変動にもあそばれるので、米にしたのだと思います。米などの作物も収穫状況に左右されると思うのですが、武士のために食糧だけは確保したかった可能性があります。

工藤

しかし、元禄時代くらいから人口が増えないのに、米の生産性が高まり豊作貧乏になります。

菅原

昨日説明した「米価安の諸色高（べいかやすのしょしきだか）」で、武士は苦しみます。でも、一長一短でしょう。

工藤

結局、税率は実質どれくらいだったのでしょうか。

菅原

検見法はコストがかかり役人の不正の温床になるので、定免法が定着します。それも、めったに収穫高調査をしなくなるので、生産性が高まるにつれて税率が相対的に下がります。

工藤

不正というのは、袖の下（わいろ）で石高の評価を下げたりするということですね。

菅原

そうです。昨日出て来た萩原勘定奉行ですが、佐渡奉行だったとき、定免法にしてほしいと訴えた百姓一揆に出くわします。形式だけかも知れませんが、年貢額は武士と百姓の契約だったので、年貢額に異議をとなえることができました。凶作の年の免除もその一環です。しかし、萩原奉行は、掟を超えた要求だったので首謀者を死罪にします。ただ、江戸時代の掟を越えた一揆への対応の特徴は、首謀者を有罪にしても、訴えの中身が道理にかなうものなら、それを実現するところです。

さて、それで肝心の税率ですが、江戸時代の初期には、建前どおり50～60%でしたが、生産性上昇で30～40%になります。面積当たりの石高が固定したので、実際の収穫が増えても年貢はなかなか増えなくなりました。検見をあまりしませんでしたから。

工藤

八代将軍徳川吉宗のときに増税していますね。

菅原

五代将軍綱吉のときに貨幣発行益で歳入増加を図ったのですが、その後、新井白石が小判の金含有量を元に戻して増やしたので、それができなくなります。吉宗は、新井白石が将軍がわりで退任したあとも、その路線を取ったので、年貢を増やすことにします。

幕府領の代官に年貢増収を命じますが、百姓との今までの関係からなかなか増収できません。それで、大幅に代官を入れ替えて増収するようにします。しかし、貨幣不足と百姓の抵抗で思うように行かず、紀州藩時代からの側近大岡忠相（ただすけ）の助言もあって、政策を元に戻して減税します。

工藤

このあたりは、昨日お聞きした内容と重なります。

菅原

収穫高の30～40%というと、今の感覚では重税かも知れませんが、当時の世界ではかなり少ないほうです。それに、収穫が増えた分は全部自分の収入になるしくみですから、増産意欲が増したでしょう。

工藤

江戸時代は重税だったというイメージは、どうしてできたのでしょうか。

菅原

明治維新政府は、徳川時代は百姓からの搾取がはげしかったことにしたかったのでしょう。

工藤

そういえば、地租改正反対運動も金納になるというよりも、実質増税になることへの反対でした。

菅原

歴史の授業で、江戸時代は余剰生産物はすべて百姓から取り上げたと教えながら、明治になると地租改正反対運動がおきたと教えます。矛盾しています。

工藤

先入観があるので、なかなか気が付きにくいですね。

菅原

のちに明治維新政府になる官軍は、各地で年貢を半分にすると約束して味方に引き入れながら、結局実現することはありませんでした。

工藤

それを信じた赤報隊（せいほうたい）一番隊の相楽総三（さがらそうぞう）らは、偽（にせ）官軍として処刑されました。

菅原

赤報隊と言っても、朝日新聞の記者を殺害した右翼団体と称するものとは全然別物です。

▼武士と百姓の関係

工藤

昨日、武士はふだん農村に立ち入れなかったというお話を聞きましたが、村請け制とはどういう関係がありますか。

菅原

村請け制は、年貢さえ期限までに収めてくれれば、それ以上口出しはしない、というものです。むしろ、年貢が幕府や藩財政をささえるのには足りなかったのが、百姓からも借金します。

工藤

有力町人から借金したという話はよく聞きますが、百姓からもですか。

菅原

そうです。その上、個々の武士も借金します。

工藤

昔の映画『殿、利息でござる！』は、百姓からの借金が例外的なもののように描いていましたが、古い考え方ですね。

菅原

藩財政が借金で限界に来て、有力町人が藩の運営をまかされることもあったほどです。映画にするなら、こっちのほうがおもしろい。

工藤

2030年ごろにそういう映画がありました。『お城を差し押さえます』※です。

※もちろん、2026年現在、そういう映画はない。

菅原

大学時代の指導教員の太宰先生が監修しています。

工藤

太宰学校ですね。

菅原

学生の間では、太宰府と呼んでいました。先祖かもしれない道真が左遷されたのが太宰府だったので、私は権帥（ごんのそち）というわけです。

工藤

太宰権帥（だざいのごんのそち）ですね。九州を管轄する太宰府の長官です。道真の場合は、名目だけで何も役目がなかったようです。

※権（ごんの）〇〇とは、その職務の定員外のことをあらわす。太宰府の場合、天皇の息子の親王が長官を務めるときは、太宰帥（だざいのそち）。親王以外の臣下の身分のものが務めるときに太宰権帥（だざいのごんのそち）と称する習慣になっていた。定員外に意味はない。

菅原

左遷されたことはさておいて、道真は藤原時平とともに大臣を務めて、古代の班田制から土地税制に大きく制度変更をします。その延長に江戸時代の石高制があるわけです。

古代律令制の班田制度は、土地を人民に支給するかわりに、その収穫物の一定割合を税として収めよと。生産手段を与えるかわりに、人頭税を課す。それを、土地の持ち主がだれであっても、その持ち主が税を払うように改めました。中世的税制の始まりです。

工藤

年貢の村請け制については、収穫が少なかった農家が払える年貢が割り当てよりも少なく、肩身のせまい思いをしたということですね。ほかの百姓が、不足分を穴埋めしました。農村の五人組制度として、悪しき連帯責任の例にされています。

菅原

これは今の税金制度の延長で考えるからそうなるのです。村請け制は、代官所や藩から申し渡された石高を、総額として村が収めればよいというだけです。個々の田んぼの年貢高は、総額を求めるために積み上げ計算する材料でしかありません。一軒ずつから集めて、払うときだけ一括というのとは違います。どういう分配にするかは、村で相談して決めます。足りない分は庄屋・名主が負担するのが、普通だったようです。あきらかに怠けていて収穫が少なかったら、文句を言われたでしょう。それでも、5人組で負担することはあまりないと思います。

悪しき連帯責任は、今の日本の体質の元とまでいう歴史家もいますが、歴史をさかのぼって考えるほど、ものごとの根本を追究することになるというのは勘違いです。むしろ、村請け制は、自分たちで配分を考えるという意味で村の自治が機能していた証拠だとも言えます。

工藤

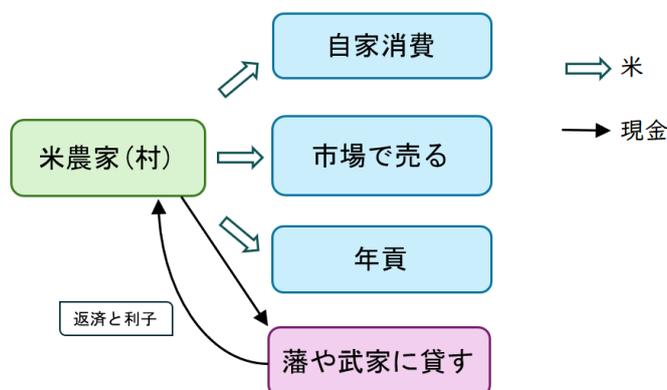
村方への税金、年貢はそれほど多くなかったとすると、農村に余剰金があったことになります。昔、学校で習った「乾いたぞうきんでも、しばれば水が出る」という話と随分違います。

菅原

百姓に余剰金がなければ暮らせません。米を作っていたのが人口の60%として、年貢を50%持って行かれれば、残りを全部食べても10%足りないので買わないといけません。一度年貢として払った米をです。でも、自家消費する米以上に年貢に持っていかれば、売る米がありません。米以外の農産物などを売って、農家が自給できないあらゆるものを、そのお金でまかなえるはずがありません。

武士も食べる以外の米は、売ります。もし、税率が50%なら、その米は、大部分の人口をしめる百姓が主に買うことになります。百姓が米を食べてなかったと言う説もありますが、食糧輸出していない江戸時代、米はどこに消えたのでしょうか。その分を補うほど、酒米やおかしの原料にするはずがありません。確かに幕府は、米不足のときは酒米にまわす量を制限します。

図表M10-1 米農家をめぐる経済



工藤

百姓は搾取されていたとしても、収穫物の物理的な量がどこかに消えたり発生したりすることはないとすると、おのずから実態は明らかになるはずで、マクロ経済的な発想ができれば、そ

れほどむずかしいことではありません。

菅原

そのマクロ経済学がしっかりしていないので、江戸時代はおろか現代の経済運営もうまくいかないのです。

▼町方の税金

工藤

基本的に、町人からは税金をとらなかったのでしょうか。

菅原

例えば、豊臣秀吉は町人というか商人から税金を取らないことにしました。新しく支配した城下町の商人を味方に引き入れたり、よそから商人を呼びよせたかった。それを徳川政権も引き継いだ。京都や大坂の町はそうです。ただし、無税になるのは間口2間まで。

工藤

それで、京都は間口2間で奥行きの高い敷地が一般的になります。

菅原

それに、京都の町割りの正方形の区画で、真ん中が空き地になってしまうのを防いで、有効利用することにもなります。これも秀吉が始めたことですが、正方形の区画の真ん中に南北に道を作って空き地にならないようにしました。こちらは、都市計画として上からの政策です。

工藤

それで京都には、天使突抜通りができたりします。新しく南北にできた道のことを突き抜けといいますね。天使というのは勅使、つまり天皇の使いということですが、現代人としては西洋風の天使が突き抜けて行く通りだと思ってしまいます。

菅原

しかし、江戸中期以後、財政難の幕府は新しい財源を必要としたので、冥加金や運上金を取ることにします。単に増税するだけでは合意が得られないので、株仲間つまり同業組合加盟を条件に営業許可を与える見返りに税を設けます。

それでも、税収不足は解消しませんでした。老中田沼意次（おきつぐ）も、冥加金などを増やそうとしました。息子が江戸城内で暗殺されて、道半ばで失脚してしまいます。

工藤

現代から見ると、価格カルテル、新規参入阻止が目的に見えます。物価が上がる原因になったのではないですか。

菅原

江戸時代にもそう考えて、株仲間を廃止した人がいます。水野忠邦の天保（てんぼう）の改革

です。見事に失敗して、かえって物価が上がります。

工藤

株仲間廃止は、現代の主流派経済学を信奉する市場原理主義者が喜びそうです。それに基づいた小泉改革が、思惑とは反対に日本経済をおかしくしたのも似ていますが。

菅原

幸い水野忠邦はすぐに失脚します。

工藤

一度復活しますが、またすぐに失脚しますね。

菅原

第12章でも書きましたが、天保の改革で屋台を全廃しようとしたのを阻止したのが、町奉行遠山金四郎（景元・かげもと）です。表向き反対しにくかっただけで、多くの幕府の幹部は改革に反発していたので、失脚するのも早かった。

【参考文献】

『遠山景元 老中にたてついた名奉行』藤田覚 山川出版 2009年 800円

▼現代の改革は？

工藤

小泉改革のときも、自民党の中でも亀井静香氏や野中広務氏は反対しましたが、押し止どめることはできませんでした。それどころが、政策としては賛成していないにもかかわらず、小泉人気があやかると当選できるとして、自民党議員はなだれを打って乗っかりました。公共事業を削減すれば、自分たちの土木利権も失うことになるにもかかわらず、賛成しない議員には、改革に対する反対勢力というレッテルをはりました。

菅原

反対勢力のどこが悪口なのか、わかりません。おかしいと思えば反対するのは当たり前です。改革ということばには、魔力がありそうです。江戸時代にも、改革ということばがあったようです。その三大改革はいずれも、景気を悪くする方向でした。享保と寛政の改革は、途中で軌道修正しますが。

工藤

小泉改革も、2020年代の最後になってやっと日本経済を痛め付けた原因だということがはっきりしました。

菅原

リーマンショックで一定の修正がありましたが、不十分でした。これは世界的な現象で、小泉改革のような新自由主義的な改革が猛威を奮いました。その修正が、今度は大衆迎合的な右翼政

党の進出につながります。以前の問題が解決しないうちに、別の問題を引き起こすことになり、2030年代まで世界経済は迷走します。

工藤

経済問題から目をそらせるためか、世界各地で武力紛争や戦争になります。

菅原

江戸時代は遅れた時代であったのは確かですが、現代人にそれを笑う資格があるかと言えば疑わしい。意外に軌道修正をした。問題解決のために、他国を侵略したり経済的支配下に置くことも考えなかった。

工藤

他国を侵略せず、貿易を大幅に制限しても、長崎から伝染病が入って来ましたね。影響はどうだったのでしょうか。

菅原

幕末にかけて、オランダを通じて、西洋医学が広まって伝染病対策が進みます。それは、いろいろ昔から本が出ているので、そちらに任せます。新型コロナで混乱したときのことを考えると、庶民への経済的影響とその対策を比べたくなります。驚くべきことに、江戸の町では、1カ月から2カ月くらいで現金や米を急いで分配したようで、本当に恐れ入ります。

『江戸幕府の感染症対策 なぜ「都市崩壊」を免れたか』安藤優一郎 集英社新書1038 2020年

▼武士とは

菅原

武士は支配階級だったので、税は取られませんでした。ただし、どこまでが武士かは誤解があります。

工藤

足軽以上は武士だったのではないですか。

菅原

確かに武士かも知れませんが、足軽や中間（ちゅうげん）、小者（こもの）は主に城下町に近い村にいる百姓が交替で務めました。そのまま、武士になってしまうこともありましたが、たいてい百姓にもどりました。

工藤

せっかく武士に成れるのに。

菅原

足軽以下では俸禄は少ない上に、副業は制限が多くて、いくら名誉があるとしても、長く続け

るものではなかったようです。そうすると武士だと思っていた人口の半分は、そうでなかったことになる。もっと言うと、武士という意識さえなかったのではないか。くわしくは、有名になった磯田氏の学位論文が文庫本になっているので、ご一読ください。

『近世大名家臣団の社会構造』磯田道史 文春学芸ライブラリー 2013年

工藤

明治維新をすすめたのが、幕府側でも討幕側でも身分の低い武士だったのは、百姓が交替で務める身分よりも上であっても、百姓よりも貧しかったということになります。

菅原

これも誤解ですが、世の中を一新するのが維新ですから、そういう意味では幕府も一新を考えていて、身分にかかわらず人材を登用を使用したのは、討幕側と同じです。

工藤

どちらも近代化を目指していた。幕末維新というのは、その主導権争いですね。

ところで、俸禄ということばが出て来ましたが、俸禄米と知行米（ちぎょうまい）はどこが違うのでしょうか。

菅原

知行米は、実際に領地を与えられて、そこから上がる収穫から年貢を受け取ります。俸禄米は、どことは限らず与えられた石高の米を受け取ります。

工藤

例えば、大岡越前守（えちぜんのかみ）と言いますが、福井県に領地があって知行米を受け取ったわけではありませんね。

菅原

古代からの律令（法律）が建前だけですが生きていて、国司の赴任先の国のランクづけがあって、そのランクの意味しかありませんでした。越前の国は、ランクとしては高いほうです。大岡忠相（ただすけ）は、越前守であっても福井県に行ったことさえないでしょう。

実際の知行地は、三河国（みかわのくに）の豊川周辺です。豊川稲荷は、大岡忠相の寄進（寄付）で立派になりました。知行地はあちこちに飛び地が拡散しがちでしたが、大岡忠相はそれを1カ所にまとめてもらいました。その後、代々大岡家が豊川を支配します。

工藤

支配と言っても、領有して行政をになうことですな。

ところで、俸禄米や知行米を支給されるとして、それをどうやって換金したのですか。室町時代までと違って、必要なものを米で買うことは一般的でなくなります。

菅原

江戸などの大都市では、札差し（ふださし）という金融業者が、手数料を取って換金して届けました。将来の収穫を担保にできるので、資金を貸す金融業も兼ねていました。そうなるに収穫期になって、米が例えば江戸に届いたとしても、借金の金額を差し引いた俸禄しか受け取れません。

工藤

自転車操業です。

菅原

各藩は、百姓からも借金していたので、年貢を収める時に天引きされていたと思います。それでは、いずれまた借金しないといけないので、借金は継続したことも多いでしょう。

工藤

全然返せなくて、追加で借りたりもしたでしょうね。新しい借金証文をつけて、年貢以上の米を収めたり。何だか身につまされます。私も、年末に飲み代の付けの回収にあいます。

菅原

21世紀半ばでも、そういうことは無くなりませんね。

工藤

元祖キャッシュレスとも言えます。

菅原

メソポタミア・シュメール文明での貨幣の起源も、税金や借金を文字で記録することから始まりました。貨幣は、もともとキャッシュレスだったとも言えます。そして、それは文字の起源でもありました。連載第19回で紹介した通りです。

工藤

武家が借金だらけだとすると、徳政令のような一律借金棒引きのような政策は取らなかったのでしょうか。

菅原

徳政令までには至りませんでした。武士に対する借金の棒引きを一定求めたことはあったようです。しかし、全面的に実施すると、次からだれも貸してくれなくなります。それより、個別大名家による両替商に対する踏み倒しがありました。だから、大名貸し（だいまようがし）はリスクが高いので警戒しています。

▼武家も農家も法人

工藤

大名家の石高は、大名一族の所得なのか、藩の税込と考えたほうがいいのか、どちらでしょう

か。

菅原

まず、大名家の石高は、大名家一族と家臣の全生産高なので、現代風に言えば県民総生産にあたります。それに税率を掛け算して、税金＝所得が決まります。領地をもっている武士の知行米はそのまま所得になりますが、俸禄米は大名家直轄地からの税を配分するものです。藩の歳入も大名家直轄地からです。

工藤

大名家で考えると、大名家一族の所得と自治国家としての藩の歳入の両方がある。俸禄米の支給は公務員給与みたいなものなので、藩の歳出の一環。公共事業も同様。そうすると、一族の所得と藩の歳出が未分化で、それは家臣でも同じ構造だったと考えたらいいのでしょうか。

菅原

それに答えるためには、江戸時代の家は法人（組織・団体）だということを知る必要があります。土地を持っている本百姓（ほんびやくしょう）も法人です。だから、当主・家長が亡くなっても家督を継ぐだけで、相続はしません。だから、相続税もない。法人は死ななくて、代表者が交替するだけです。現代と違うのは、支配階級の武家は法人であっても、税を払う必要がないことです。

法人としての武家の収入構造は、幕府の旗本・御家人（ごけにん）でも、大名家の家臣でも、同じです。知行米や俸禄米は、給料ではなくて、戦（いくさ）のときには動員に応じる約束のかわりに受け取るものです。生活や格式を守るための支出以外に、戦に備えるための武具の調達・維持、訓練の費用に当てよ、ということです。

工藤

組織と個人が未分化でしたが、意外にも法人が基本だったということですね。それが、家を個人に優先する封建性だった。

菅原

それでも家が独立性のある法人だったので、武家は大名の家臣であると同時に、独立した組織でもありました。百姓が年貢の額をめぐって交渉できたのも、独立性の一面です。

工藤

やがて戦がなくなり、武士はサラリーマン化します。前提が変わっても問題がおきなかったのですか。

菅原

役目がないのに給料をもらえることになってしまいます。戦にそなえることの延長に公務がある、と考えるようになります。武士の役割は、従来の戦闘員の場合を「番型（ばんかた）」、事務方を「役方（やくかた）」と言い分けていました。事務方という言い方に、当時のことばの使

い方が今に残っています。

工藤

それでも、給料から必要経費を出さないといけないと、立派な役職につくほど支出が増えて大変です。

菅原

それで、多すぎない範囲で付け届け（≡わいろ）を認めていたのですが、不足するか汚職になるか両方の問題があります。そこで、大岡忠相が町奉行になったときに、足高の制（たしだかのせい）をもうけて、役職についている間、必要経費分を石高に足すことにします。

大岡忠相は、旗本として町奉行所与力を務めていたのが、例外的に内部昇進で町奉行になったので、まったく石高が足りませんでした。普通、それなりの石高の者が町奉行に就きました。町奉行所は能力がないと務まらない役所だったので、与力の中では昇進がありました。大岡忠相はその延長と言えますが、内部昇進で町奉行所になったのは忠相だけです。忠相は、その後石高の加増（かぞう）を受けて一万石になり、大名に昇進します。

■江戸時代の金融

工藤

江戸時代は、両替商が両替の範囲を超えて広く金融業に携わります。今の銀行に近づいたと見ていいのでしょうか。

菅原

金融業は、米の換金業者「札差し（ふださし）」もやっていました。中世以来の寺社による、寄進を運用する祠堂銭（しどうせん）金融もあったでしょう。大坂の三井両替商の例を見てみましょう。

三井両替商は、手広くお金を貸していましたが、先ほど話した大名家による借金踏み倒しもあったので、信用調査を行っていました。貸し出し先の店や武家の評判を取引先などから聞くだけでなく、ほかに借金がどれくらいあるかも調べました。

両替商どうしの資金融通もあり、現代のコール市場の先駆けです。コール市場というのは、銀行どうしの資金の貸し借りで、一晚だけの超短期金融が主流です。一晚だけのやり取りを、オーバーナイト市場とも言います。江戸時代には、一晚だけ貸すことはまずないでしょうが。

工藤

かなり銀行に近いですね。でも、近代的な銀行のもっとも大きな特徴である信用創造まで、できたのでしょうか。

菅原

江戸時代には、送金のための「振り出し手形」があったことはご存じですね。それとは別に、両替商が発行する「預かり手形」というものがありました。これは、お客さんから現金を預かる預金制度のようなもので、借用証書ではなく預かり手形を発行して渡す形式です。

この預かり手形を何枚かに分けて発行すると、高額紙幣のように支払いの手段になり、多くの人の間で流通しました。預金が流通するのですから、今の譲渡性預金：CDに対応します。

藩札が商品券の延長である小額紙幣だとすると、預かり手形は高額紙幣です。この手形を、両替商に資金を預けたほうではなく、両替商から借りるほうに発行すると信用創造になります。やるとしても担保を取るとはいますが、信用創造に近づきます。普通は、小判で貸します。

図表M10-2 江戸時代の藩札と手形

藩札	少額貨幣 寛永通宝のかわり
振り出し手形	現金を使わない送金・決済方法
預かり手形	流通する預金証書

工藤

振出し手形を、今は約束手形と言いますね。21世紀になると手形は電子化して電子記録債権（でんさい）に形が変わりました※が、金額を割り引いて買い取る「手形割引業務」は今も大事な銀行の業務です。手形割引は、手形の支払い期限にならなくても、代金の代わりに受け取った手元の手形が現金化できるので、中小企業の資金繰りに大いに役立つ仕組みです。

※取引は減っていますが、紙の手形システムは2027年3月まで存続します。

でんさいネット <https://www.densai.net/>

菅原

手数料を取って手形は発行しても、手形割引を本格的にやっていたかどうかは疑問です。

『三井大坂両替店 銀行業の先駆け、その技術と挑戦』萬代悠 中公新書2792 2024年

『日本経済の歴史[第2版] 列島経済史入門』中西聡編 名古屋大学出版会 2023年

【全体の参考文献】

『日本経済の歴史2 近世』深尾京司、中村尚史、中村真幸編 岩波書店 2017年

『対外交流史 新体系日本史5』村井章介、荒野泰典編 山川出版社 2021年 5000円

『日本経済の二千年 改訂版』太田愛之、川口浩、藤井伸幸 勁草書房 2006年

『日本経済4万年史』

菅原・工藤・比良木著、国立基礎経済学研究所監修 草葉出版 2049年出版予定

【予告】

江戸時代の経済対話を終えて、連載は終わりに向かいます。「22世紀にふさわしい経済学」を考える解説で1回。もう1回は最終回「21世紀の経済をふりかえる対談 2101」。